

○四万十町お試し滞在施設条例施行規則

平成24年3月27日規則第7号

四万十町お試し滞在施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四万十町お試し滞在施設条例（平成24年四万十町条例第3号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、四万十町お試し滞在施設（以下「施設」という。）の入居等に関し必要な事項を定めるものとする。

(入居申請及び入居決定通知)

第2条 条例第7条第1項に規定する入居の申請は、四万十町お試し滞在施設入居申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 条例第7条第2項に規定する入居許可の決定は、四万十町お試し滞在施設入居許可決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(家賃)

第3条 条例第6条に規定する家賃の納入については、条例第7条第2項の入居決定の通知を受けたときに、納入通知書により前納しなければならない。入居期間を延長する場合も、同様とする。

2 当初入居期間及び入居期間の延長については、1月単位を基本とする。ただし、町長が1月に満たない延長期間を許可した場合は、その月の家賃は日割計算によるものとする。

3 既納の家賃はこれを還付しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合、その全部又は一部を還付することができる。

4 家賃には、施設及び施設に備え付けている全ての備品並びに消耗品の使用に係る費用及び合併処理浄化槽の管理に係る費用、四万十町ケーブルテレビの基本使用料を含むものとする。

(別途費用)

第4条 光熱水費等の使用に係る費用は、実費を入居者が負担するものとし、その費用は家賃に含まない。

2 前項に規定する光熱水費等のうち、電気、プロパンガス、水道、四万十町ケーブルテレビの付加サービスの利用に係る費用については、それぞれのサービス提供事業者（以下「事業者」という。）との契約は入居者が行うものとし、サービスに応じて請求される費用を事業者へ支払うものとする。

(修繕の費用の負担)

第5条 施設及び備品の修繕に要する費用は、町の負担とする。

2 前項の規定による修繕の必要が入居者の責めに帰すべき事由によって生じたときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者は、町長の指示に従い当該修繕をし、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の遵守事項)

第6条 入居者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 第3条第1項に規定する家賃を納めた後に、町長から当該施設の鍵を受け取り善良に管理すること。鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告しなければならない。
- (2) 火気の取扱いに注意し、水道の凍結を防止するとともに、備付けの備品等を適切に取り扱うこと。
- (3) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (4) 施設の入居期間が満了したときは、直ちに町長に当該施設の鍵を返却し、施設を現状に復すこと。
- (5) その他、施設の使用に関し必要な事項

(行為の制限)

第7条 入居者は、施設において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 犬や猫などのペットを飼育すること。
- (2) 物品の販売、寄付の要請その他これに類する行為をすること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 展示会、その他これに類する催しをすること。
- (5) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (7) 近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) 施設の全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。
- (9) 施設を模様替えし、又は増築すること。ただし、現状の回復又は撤去が容易である場合において、町長の承認を得たときは、この限りでない。
- (10) その他施設の使用にふさわしくない行為

(決定の取消)

第8条 町長は、入居者が前条の規定に違反する行為があったと認めた場合、第2条第2項の入居許可を取り消すことができる。

2 前項の規定により入居許可を取り消したときは、四万十町お試し滞在施設入居許可取消通知書

(様式第3号)により、入居者に通知するものとする。

3 入居後に前項の規定による取消通知を受けた入居者は、速やかに当該施設を明け渡さなければならぬ。

(特別の設備又は特殊物品の搬入)

第9条 入居者が、施設の使用に当たって、特別の設備又は特殊物品の搬入をしようとするときは、町長の許可を受けなければならない。

(退去に係る検査等)

第10条 入居者が、入居期間の満了又は入居途中の退去を行う場合は、当該退去日の10日前までに町長に届け出て、町長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、第7条第9号の規定により当該施設を模様替えし、又は増築したときは、前項の検査までに、自己の費用で現状の回復又は撤去をしなければならない。ただし、事前に町長の承認を得たときは、この限りでない。

(事故免責)

第11条 施設又は施設周辺で発生した事故に対して、町長はその責任を追わないものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

様式第3号（第8条関係）